

2026 年 10 月 20 日

これからの刑事手続に関する研究会
レジュメ

村木 厚子

初めに

郵便不正事件から 17 年経って聞く声

「日本の刑事司法がこんなことになっているとは知らなかった」

「みんなに知らせなくては」

1 郵便不正事件を通じて分かったこと

(1) 取り調べと供述調書等の問題点 (参考資料 1)

○言ったことは書いてもらえない

「私の仕事はあなたの供述を変えさせることです」

○言ってもないことがたくさん調書になる

「ちょっと大変な案件だけど、よろしくお願いします」「何とかならないんですか」「もうこのことは忘れてください」

→口をきいたことがない二人の会話

○検察側証人が取調べを通じて作られた「検察ストーリー」に沿った証言をする

ゴルフ場にいた国会議員に口利きをお願いに行っていたという証言

○無理な取調べは問題のある検事によってではなく、組織として行われている

多数の整合性の高い嘘の調書

上司の了解を取る調書

全員が廃棄した取調べのメモ

(2) 人質司法の現実

1 分で決まった勾留：否認すれば勾留

「〇〇の疑いで逮捕されたんですね」「はい」「否認しているんですね」
「はい」

「勾留」「保釈」が供述を強要する「手段」として使われている
→否認すれば、保釈は拒否される（4 回目でやっと保釈）
いつまで勾留が続くかわからない恐怖に負ける人は多い

(3) 証拠は誰のものか

無罪の証拠となった FD

検事から「家宅捜査では見つからなかった」と聞かされる
改竄が行われ、且つ、返却されていて、開示請求するも「不見当」

裁判を通して最も矛盾を感じたこと＝証拠は検察側のものであること
家宅捜査等を行って証拠を収集した検察が独占
弁護側は、証拠を見ることがないまま、証拠を特定して開示請求
それでも検察側の抵抗で開示されない、あるいは膨大な時間がかかる

裁判官は、検察、弁護側双方から出てきた証拠を公平に見ていると誤解？

(4) 検察は反省したのか

事件後に作成した「検察の理念」は空洞化

「あたかも常に有罪そのものの目的とし、..のごとき姿勢となってはならない」

郵便不正事件に関し、私も関係者も事件後一度も事情を聴かれていない
第三者委員会も設置されなかった
最近の不祥事においても、すべて内部で処理されている

2 法制審に参加して考えたこと

○中途半端に終わった改革

→同様の事件が相次いでいる：改革は半ば

○良かった点

一部事件の録音・録画により不正・不当な取調べの証拠が残るようになったこと

録音・録画にほぼ弊害がないことが分かったこと

3 3年後見直しの状況と課題

- 施行3年後見直しは法改正時の約束
一般有識者5人はそれを条件に取りまとめに賛成
- 国会でも附帯決議：義務化の対象外の取調べ（被疑者以外の者を含む）の録音録画をできる限り行うよう努める→実施されず（参考資料2）
- 遅々として進まぬ検討：協議会で3年、さらに研究会→検討終了時期はいつか
- 閉鎖的な環境での検討（関係者のみでの検討、マスコミの傍聴すら排除）

4 改正の方向性（参考資料3参照）

（取調べの録音・録画）

- 取調べの録音録画義務の対象を全事件・全取調べ（任意の取調べ、参考人の取調べ）に拡大

（取調べに関する制度改革）

- 録音・録画があっても問題のある取調べが続いていることへの対応
- 黙秘権を行使する意思を明らかにした被疑者に対する執拗な取調べの禁止
- 弁護人を立ち合わせる権利の保障
- 著しく不適正な取調べが行われた場合、刑事裁判の中で裁判所の審査を求めることができる仕組みの創設

（勾留・保釈）

- 勾留、保釈に関し、被告人の無罪主張や黙秘は不利益に取り扱ってはならない原則の確立。この原則に反し身体拘束を継続する場合は具体的に理由を明示する制度の創設

（証拠開示）

- 証拠の迅速な全面開示を原則化（開示できない証拠については、検察が理由を示して特定）

5 まとめ

本来、検察側、弁護側、そして裁判官の「3つの目」で真実を見極め公正な裁判を行うべき。今の検察はそれをあたかも検察のみで担おうとしており、そこに間違いやおごりが生じている。

郵便不正事件の後、検事総長は検察が起訴をして、一定割合の無罪判決が出る方が「健全」であり検察も楽だと語った。

早くそうした「健全」な刑事司法制度が確立されることを望む。

また、刑事裁判という制度のエンドユーザーは「裁かれることとなった国民」。制度改革の議論も、また、裁判そのものに関しても国民にできる限り情報が開示されるべき。研究会等が非公開であることはもとより、証拠の目的外使用の禁止など逆方向の改革を懸念。

6 その他

犯罪被害者の方々と冤罪被害者の利害が相反するように見せようとする事には違和感。いずれも、真の犯人が早く見つかри、公正に裁かれることを望んでいる。

(参考資料1)

村木厚子事件(郵便不正事件)の検察側冒頭陳述書に、村木さんが「犯行」に至った経緯として列挙された、事件関係者が関わったとされる面談および電話の会話

① 2004年2月下旬頃「団体」のA会長と部のB氏がX議員と面談し、厚労省から「団体」を障害者団体として認定する公的証明書を発行してもらえるよう、口添えを依頼。

②同年2月下旬頃 ①と同日。X議員が、厚労省社会・援護局障害保健福祉部の甲部長に電話をかけ、「団体」への公的証明書発行を要請。甲部長は要請を了承し、部下である村木さんが担当することをX議員に伝える。

③同年2月下旬頃 甲部長が、村木さんに便宜を図るよう指示。村木さんが了承。

④同年2月下旬頃 村木さんが、企画課長補佐の乙氏と面談し、「団体」のA会長が来訪したら担当者を紹介するよう指示。

⑤同年2月下旬頃 村木さんが厚労省を訪れたA氏と1回目の面談。A氏は、「団体」が障害者団体として実質的な活動をしていないことを村木さんに伝え、便宜供与を要請。村木さんは要請を了承。

⑥同年2月下旬頃 ⑤と同日。A氏が、村木さんの案内で甲部長と面談し、公的証明書発行の便宜供与を要請。甲部長は要請を了承し、担当課長である村木さんに事情を伝えてあるので遠慮なく相談するよう、A氏に告げる。

⑦同年2月下旬頃 ⑤と同日。村木さんが厚労省の自分の席で、社会参加推進室長補佐の丙氏と同室社会参加係長の丁氏をA氏に紹介。その後、A氏は、丙室長補佐と丁係長から、公的証明書発行の手続きなどについて説明を受ける。

⑧同年2月下旬頃 ⑤と同日。A氏が帰ったあと、村木さんが、丙室長補佐と丁係長に対して、「ちょっと大変な案件だけど、よろしくお願いします」と言い、「団体」への公的証明書の発行を指示。

⑨同年2月下旬頃 「団体」のC氏とB氏が、丙室長補佐と丁係長の助言に従って、障害者団体定期刊行物協会のY事務局長を訪問し、面談。

⑩同年 3 月中旬頃 村木さんが、丙室長補佐に公的証明書発行の進捗状況を確認

⑪同年 5 月中旬頃 丙室長補佐が村木さんに、「団体」から公的証明書の発行に必要な審査資料などの書類が提出されておらず、決裁を挙げられる状態ではないと報告。村木さんは、「なんとかならないんですか。もう少し調整を進めてください」と指示。

⑫同年 5 月中旬頃 村木さんが A 氏と 2 回目の面談。村木さんは、A 氏に依頼されて日本郵政公社東京支社の Z 氏に A 氏の面前で電話をかけ、「団体」の発行物を障害者用郵便料金割引制度の対象として承認しても大丈夫である旨を伝える。

⑬同年 6 月上旬頃 村木さんが A 氏と 3 回目の面談。A 氏は、公的証明書がすぐに必要なので、5 月中の日付にバックデートした証明書を早急に発行するよう要請。村木さんは要請を了承し、公的証明書ができたなら連絡すると告げる。

⑭同年 6 月上旬頃 村木さんが、社会参加推進室の戊係長(丁氏の後任者)に対して、5 月中の日付で「団体」への公的証明書を作成し、持参するよう指示。

⑮同年 6 月上旬頃 戊係長が、深夜から早朝にかけて社会参加推進室で、5 月 28 日付けの内容虚偽の公的証明を作成。村木さんの公印を押したのち、村木さんに手渡す。

⑯同年 6 月上旬頃 村木さんが甲部長と面談。「団体」に公的証明を発行することになったことを報告し、A 氏に対しては自分から連絡するので、X 議員には甲部長から報告してほしいと依頼。

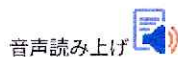
⑰同年 6 月上旬頃 甲部長が X 議員に、「団体」への公的証明書発行を報告。

⑱同年 6 月上旬頃 村木さんが A 氏と 4 回目の面談。村木さんは自分の席で、「何とか、ご希望に添う結果にしました」などと言いながら、公的証明書を A 氏に手渡す。

⑲同年 6 月中旬頃 村木さんと戊係長が、「団体」に交付した公的証明書の事後工作について相談。戊係長は、後付けでも決裁の形を整える必要がある旨を提案したが、村木さんは、「部長も了解してくれていることだから、戊さんは、もう気にしなくていいですよ。もうこのことは忘れてください」などと言い、戊係長の提案を退ける。

(郵便不正事件の主任弁護士弘中惇一郎氏の著書「特捜検察の正体」(講談社現代新書)より引用)

衆議院

The House of Representatives, Japan [メインヘスキップ](#)[サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

サイト内検索

[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > 第189回国会閣法第42号 附帯決議

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法が度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであることに鑑み、その施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 検察官及び検察事務官並びに司法警察職員は、取調べ等の録音・録画に係る記録媒体が供述が任意になされたものかどうか判断するための最も重要な証拠となり得ること及び取調べ等の録音・録画が取調べの適正な実施に資することに鑑み、刑事訴訟法第三百一条の二第四項の規定により被疑者の供述及びその状況を記録しておかなければならない場合以外の場合（被疑者以外の者の取調べに係る場合を含む。）であっても、取調べ等の録音・録画を、人的・物的負担、関係者のプライバシー等にも留意しつつ、できる限り行うように努めること。
- 二 保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第三百二十六条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること。
- 三 再審が無^レ辜^ニの救済のための制度であることを踏まえ、証拠開示の運用、刑事訴訟法第四百四十五条の事実の取調べの在り方をめぐり今国会の審議の状況の周知に努めること。
- 四 通信事業者等の立会いがないため同時進行的な外形的チェック機能が働かないことを踏まえ、特定電子計算機を用いる傍受の実施において、該当性判断のための傍受又は再生を行うに当たっては、通信の秘密及びプライバシーの保護に十分に留意して、厳正に実施すること。
- 五 適正に通信傍受が実施されていることについての説明責任を果たすため、客観的に通信傍受の実施状況を検証するための方法について検討すること。
- 六 捜査に必要な機器等の費用は捜査機関が負担することが基本であることに鑑み、通信傍受に必要な機器等の整備に係る通信事業者の負担軽減に十分な配慮を行うこと。
- 七 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の実施に関し、検察官は、合意をするため必要な協議に際しては、自由な意見交換などの協議の機能を阻害しないとの観点をも踏まえつつ、日時、場所、協議の相手方及び協議の概要に係る記録を作成するとともに、当該合意に係る他人の刑事事件及び当該合意の当事者である被告人の事件の公判が終わるまでの間は、作成した記録を保管すること。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

(参考資料 3)

令和 7 年 12 月

法務大臣 平口 洋 殿

「これからの刑事手続に関する研究会」委員各位

法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会

委員 神津 里季生
周防 正行
松木 和道
村木 厚子
安岡 崇志

発足する「これからの刑事手続に関する研究会」についての要請

私たち 5 人は、平成 28 年法律第 54 号「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（以下「改正刑訴法」という。）の骨子を調査審議した法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会（以下「特別部会」という。）において「一般有識者」として委員を務め、録音・録画等の重要な問題に対し、共同して意見表明を行ってきました。法律案骨子の取りまとめに当たっては、取調べの録音・録画制度創設時の対象が一部の事件に限定されるなど多くの課題は残るものの、大きな刑事司法改革の第一歩になると考え、一定期間経過後に運用状況の検証を行い、それに基づく見直しを行い、あるべき姿を目指すことを「条件」に取りまとめに賛成する方針と、特別部会参加の経験をもとに、以後、一般の国民の目線を共有し、改革の行方を注視していく決意を部会で表明しました。

令和 4 年 7 月に法務省が「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」（以下、「協議会」という。）を設けて、改正刑訴法附則第 9 条（上記の、私たちが付けた「条件」を条文化したと理解しています）に基づく制度見直しに向けた作業を始めた際には、法務大臣に要請文を届け、取調べの録音・録画義務付けを全事件・全過程に拡大するよう、また協議会の運営に国民の声を反映するために、議論経過はもちろん改正刑訴法の運用状況についてのデータや事例を迅速に公開するよう求め、以後、協議会の 21 回に及んだ会議ごとに、議事内容と提出された統計的情報や個別事例を材料に勉強会を続けてきました。

私たちは、協議会の審議が遷延するうちに、刑事司法に対する国民の信頼を

著しく損ねる捜査・訴追機関の失態や不祥事が相次いだ状況を深く憂慮しており、本年 7 月に協議会が「とりまとめ報告書」をまとめた後は、速やかに法制審議会に刑訴法再改正を諮問するのが筋合であると考えましたが、今般、中間の協議体として「これからの刑事手続に関する研究会」（以下、「研究会」という。）の設置が決まりましたので、その審議について、以下を強く要請いたします。

1 迅速な検討の実施

改正刑訴法附則第 9 条が「施行 3 年後」の見直しを定めていたところ、協議会での議論は丸 3 年を要しました。しかもその間に検察・警察の違法、不適正、不適切な取り調べなど国民の信頼を裏切る多くの不祥事が明るみに出て、刑事司法の在り方は国民の重大な関心事になりました。いまや一刻も早く制度改正による刑事司法改革に取り組むべきなのは論を待ちません。しかしながら協議会の議論は、運用状況の評価および制度をどう見直すかの二つの論点とも、率直に言って、通り一遍で済ませた感が強く、かつ進行が極めて遅かったとの不満を禁じ得ません。研究会における検討が、協議会の轍を踏むことなく、迅速に積極的に進められるよう強く要望します。

2 国民への情報開示と国民の声の反映

特別部会のメンバーとして議論に参加した私たちは、刑事司法が一般国民から遠く離れた存在であり制度改革に国民の声は届きづらいものだの実感させられました。それでも特別部会には私たちをふくめ七人の非法律専門家がいて、一般国民の感覚を多少なりとも議論に反映できたと自負しています。ところが協議会是非専門家の構成員が一人だけで、国民の意見を広く聞く機会を法務省は自ら封じたと見ざるを得ませんでした。協議会に続く研究会の構成がさらに非専門家ゼロになってしまったのには失望しかありませんが、そうであればなおさら研究会における検討状況等を、遅滞なく、広く国民に公開し、また、国民の意見を広く聞きその声を検討に反映するようにしなければならないはずです。

3 改正の方向性について

私たちは、協議会の３年間の作業をしっかりと見守ってまいりました。残念ながら、議論の方向性は、私たちが特別部会で法律案要綱案に賛成した「条件」（新制度の運用状況を検証し見直しを行って刑事司法改革のあるべき姿を目指す）に沿うとは言い難く、また改正刑訴法案を可決した衆参両院の附帯決議が示す立法者の意思にも背馳しています。

以上を踏まえ、研究会の議論で下記の諸点を検討するよう強く要望します。

（１）取調べの録音・録画等

取調べの録音・録画義務の対象を、全ての事件の全ての取調べに拡大する制度改正を求めます。（少なくとも検察の取調べは直ちに全ての事件を対象とし、警察の取調べは段階的に拡大して一定期間内に全事件を対象とするべきです。）

取調べの録音・録画は取調べの適正な実施に資するばかりでなく、冤罪を防止する機能も持つと、プレサンス事件などを通じてハッキリ分かりました。捜査機関は、取調べの録音・録画制度を導入すれば、捜査上の支障などの弊害が生じると主張しましたが、施行後の状況について、協議会で具体的な弊害は例示されませんでした。取調べ録音・録画のメリットは大きく、それを上回る弊害が生じないのは明白になったと言えます。

そもそも特別部会の取りまとめは、義務の対象とされた事件以外でも運用上録音・録画を行う期待を明示しており、国会の附帯決議は法律で義務付けた範囲外でもできる限り録音・録画を行うよう求めています。それにも関わらず、警察は義務の対象とされた事件以外の取調べの録音・録画をほとんど行っていないし、検察では在宅被疑者の取調べの録音・録画をほぼ全く行わないどころか、参院選大規模買収事件のように、一部録音・録画を恣意的に利用するようなケースまで見られました。このような現状を踏まえると、録音・録画の対象を捜査機関の運用に委ねるのは適切ではなく、義務の対象を拡大する制度が必要です。

（２）被疑者取調べの制度改革

プレサンス事件等のいくつかの事件で、取調べの録音・録画の下ですら、不適正な取調べが行われている実態が明るみに出ました。こうした取調べを規正するには刑訴法のさらなる改正が要ります。具体的には、黙秘権を行使して供述をしないという意味を明らかにしている被疑者に対して、延々と取調べを続けることを禁止し、さらに、被疑者が求めるときは、弁護人を立ち会わせる権利を認めるべきです。また、著しく不適正な取調べが行われた場合には、刑事裁判の中で裁判所の審査を求めることができる仕組みの創設を求めます。

（３）保釈

裁判所が無罪を主張する被告人の保釈を認めず、長期間勾留する運用が今も続いており、大川原化工機事件やプレサンス事件では、被告人とその家族、関係者に深刻な被害をもたらし、命を失う人まで出ました。

それだけでなく、無罪を主張すれば長期間勾留されることを、捜査機関は供述を強要する手段として悪用しており、多くの冤罪を生み出しています。

保釈判断に関する国会の附帯決議に背を向けたこのような保釈の運用は直ちに改められるべきです。裁判所が保釈の判断をする規準として、国会の附帯決議を一步進めて、被告人の無罪主張や黙秘を不利益に取り扱ってはならない原則を立て、例外的に身体拘束を継続する場合には、その理由を具体的に明示しなければならないとする制度を求めます。

（４）証拠開示

証拠開示は冤罪を防止するために欠かせない制度です。被告人が無罪を主張しているのに、公判前整理手続に付されず、証拠が開示されていない事件が少なくない実情に重大な懸念を覚えます。公訴事実に関係のある事件において、被告人が求めたときは、公判前整理手続に付さなければならないこととし、被告人が証拠開示を受ける権利を保障する法改正を求めます。

証拠開示に数か月から数年もの時間がかかり、且つ、押収した証拠品の全容を把握できない弁護人が特定して請求しなければ、無罪証拠が開示されないおそれがあるという仕組みは、冤罪の温床となります。証拠を保管している検察官が、不開示とする証拠を、理由を示して特定し、それ以外の証拠は速やかに開示する義務を負う仕組みを求めます。

以上